鹿児島市交通局刈芝収集運搬業務委託契約仕様書

令和２年度

電 車 事 業 課

１．業務内容

（1)発注者の所有する芝刈装置（刈草収納容量１８００㍑）で芝生軌道において刈り取った芝を同装置から受注者が所有するパッカー車にて収集し、責任ある処分場へ運搬し処分する業務である。

（2)芝刈装置を牽引する５１２号電車前方の芝軌道敷内の異物などを除去し、発注者の業務に支障がないよう、安全確認を行い、その旨を、電車運転士に知らせるものとする。また、芝刈装置後方にて、同装置が吸い残した刈芝の除去作業も行うものとする。

（3)下記の写真管理を実施し、発注者が指定する様式に貼り付け、用紙に２部出力し、データと共に提出すること。

①芝刈作業に係る「作業前」、「作業中」、「作業後」の写真を停留場毎に撮影する。
なお、「作業前」と「作業後」の写真については、同一場所及び方向で撮影すること。

②次のアからエの場所において、作業予定日以前の昼間に「作業前」、作業終了日以降の昼間に「作業後」の写真を同一箇所で撮影する。

ア．中洲通停留場から鹿児島駅前停留場の間の１箇所

イ．鹿児島駅前停留場から中洲通停留場の間の１箇所

ウ．郡元停留場から高見馬場停留場の間の１箇所

エ．高見馬場停留場から郡元停留場の間の１箇所

③刈芝の芝刈装置からパッカー車への積込状況、処分場への運搬状況、処分場での処分状況の写真を撮影する。

（4)受注者は鹿児島駅前停留場での芝刈装置の入れ換え作業を発注者と協力し行うこと。

２．履行期間は令和２年４月１日から令和２年１１月３０日までとする。

（1)作業日は発注者の前日までの指示によるものする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。また、天候等により作業日を変更する場合、当日の１７時００分までに受注者に連絡するものとする。１７時以降に急な荒天となった場合はこの限りではない。

（2)作業予定日数は、１回あたり５日間とするが、発注者の都合及び天候により作業日数の増減があることから、対応できるようにすること。
なお、履行期間内における予定回数は５回とする。

３．作業時間は、０時００分～５時００分までとする。

４．作業場所は軌道敷緑化部分（①中洲通交差点～鹿児島駅、②高見馬場交差点～郡元交差点の上下線）とする。

５．作業に使用するパッカー車は２トン車級の車両とし、作業中には黄色の作業回転灯の点灯及び当該車両後部に作業中の掲示を行い作業すること。

６．作業に必要とされる道路使用許可申請は、受注者において、道路を使用する場所を管轄する警察署に申請すること。

７．刈芝等の処分に係るゴミ処分手数料は受注者で負担すること。また、業務報告書提出時に、処理場での受け入れ証明書等を添付すること。

８．受注者は、仕様書に記載された事項について、作業員に周知徹底させること。

９．受注者は、業務の履行にあたって、業務内容に不都合な点があると発注者から指摘された場合は、速やかに是正するとともに、その他必要な措置を講じること。

１０．受注者は、作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。

１１．受注者は、契約締結後 10 日以内に作業員名簿(氏名・年齢・作業経験年数及び採用年月日等)を発注者に提出すること。また、作業員に異動が生じた場合には、速やかに変更届を提出すること。

１２．作業員は、常に服装を正し、作業を安全かつ確実に行い、次の事項を遵守すること。
(1)名札又は制服を着用すること。
(2)常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように努めること。
(3)作業中に施設、機械器具、車両設備等を破損したとき、又は破損箇所を発見したときは、発注者に速やかに届けること。また、損害を与えた場合は、全ての責任を負うこと。
(4)作業中は、一般通行車両や歩行者に十分注意すること。また、万が一事故等が発生した場合は、受注者の責任で、誠意を持って対応すること。
(5)作業中は、安全具（ヘルメット、安全靴、反射ベスト、防塵マスク、誘導灯等）を必ず着用し、事故防止に努めること。

１３．この仕様書に記載のない軽微な事項であって、業務上必要と認められる事項につい

ては、発注者の指示に従い、適正に処理すること。

１４．受注者は、１回の作業ごとに、業務報告書と上記１．(3)の写真帳及びデータを添付して、契約書記載の期限内に請求書を提出すること。

１５．労働環境の確認に関する特記事項

(1)受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。

(2)発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

(3)発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

※契約については、１回あたりの単価契約とする。

鹿児島市交通局刈芝収集運搬業務報告書

令和　　年度　第　　目回分

作業開始日　　令和　　年　　月　　日(　　)　　委託業者名　　印

作業完了日　　令和　　年　　月　　日(　　)　　報告書提出日　令和　　年　　月　　日

	実施日			作業内容	作業人員	刈草処分量(t)	備考 (作業車両・数両)	
	月	日	曜					
1日目					人			課長
2日目					人			
3日目					人			係長
4日目					人			係
5日目					人			
					人			
				合　計	人			